本資料は、畑作構造転換事業実施要綱（令和２年１月 30 日付け元政統第 1591 号）、畑作構造転換事業実施要領（令和２年１月 30 日付け元政統第 1593 号）に基づき事業概要を整理したものです。
詳細は事業実施要綱等にて確認下さい。

令和元年度補正　畑作構造転換事業（事業の概要）

１．事業内容

労働力不足や輪作の乱れによる連作障害リスクや気象災害リスクの拡大等、畑作産地における様々な課題への対応力を強化するため、ばれいしょやてん菜の省力・効率作業体系の導入、気象災害リスク等軽減のための生産技術や病害虫抵抗性品種の導入、豆類・緑肥の導入による輪作体系の適正化や労働生産性の高い作物の導入促進、種子用ばれいしょの生産性向上や新品種の早期普及に向けた取組等を総合的に支援し、持続可能な畑作産地への構造転換を図ります。

２．事業実施主体

本事業の事業実施主体は下記のとおりです。

【下記４の（６）事業メニューのⅠの①、Ⅱの①～③、④のイの取組】

①都道府県、②市町村、③農業者の組織する団体*1、④地域農業再生協議会、⑤民間事業者*1,2、⑥公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、種子用ばれいしょ生産を行うもの

*1　農業者の組織する団体及び民間事業者が事業実施主体となる場合は、受益農業従事者の常時従事者（原則年間150日以上）が５名以上であること。

*2　ばれいしょ、てん菜における農作業の受託を進めるために必要な農業機械等を導入する場合に限る。

【下記４の（６）事業メニューのⅡの④のアの取組】

⑦新品種等産地導入協議会*3

*3　ばれいしょの新品種等の早期普及のため、当該品種の産地への導入を目的とし、育成者権者（研究開発機関等）、生産者（農業者の組織する団体を含む。）、実需者、地方公共団体等で構成された協議会。

３．事業実施の流れ

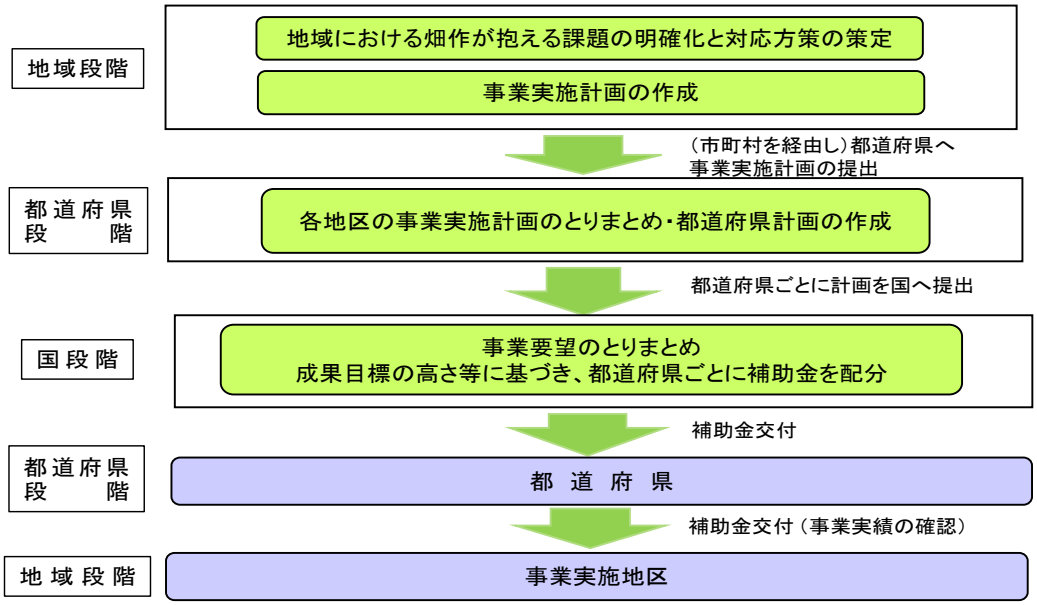

４． 畑作構造転換事業の概要

（１）対象となるほ場

畑地（土地登記簿上の地目が「畑」である農地）

ただし、ばれいしょについては、種子用を対象とする取組、病害虫抵抗性品種の導入の取組及びばれいしょ新品種等の産地導入に向けた取組については、畑地以外で取り組む場合においても事業の対象。

（２）事業対象作物

ばれいしょ、てん菜、豆類（輪作体系の適正化を目的に導入するものに限る。）、緑肥（輪作体系の適正化又はばれいしょ連作回避を目的に導入するものに限る。）、子実用トウモロコシ、そば及びなたね。

（３）採択要件

・政策統括官が定める成果目標の基準を満たすこと。
・事業内容の成果が成果目標の達成に結び付く取組であること。
・事業実施計画書に記載のある内容が事業実施要領に照らし適切な内容であり、かつ、成果目標の達成に直接結び付く内容であること。

（４）補助率

１／２以内、定額（事業メニューによって異なります。）

（５）目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度

ただし、新品種等の早期普及の取り組みにあっては３年後

（６）事業メニュー

Ⅰ 省力・効率作業体系の導入支援

① 省力作業機械等の導入

ア ばれいしょ省力作業機
イ てん菜省力作業機
ウ 農地の排水性等改良作業機
エ 豆類の生産拡大に必要な作業機
オ 子実用トウモロコシの導入に必要な作業機

Ⅱ 持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援

① 生産性向上に向けた新技術等の導入

ア 気象災害リスク等軽減技術導入
（ア）てん菜の風害・湿害軽減技術の導入
（イ）そばの生産力向上技術の導入
イ 病害虫抵抗性品種の導入
ウ 産地技術講習会等の開催

② 輪作体系の適正化に向けた作付体系の改善

ア 輪作体系の適正化に向けた取組
（ア）豆類の導入
（イ）緑肥の導入

イ　労働生産性の高い作物（子実用トウモロコシ）の導入促進
ウ　ばれいしょ・てん菜の基幹作業の作業受託組織への外部化
エ　土壌・土層改良の取組

③　種子用ばれいしょの生産力向上
ア　種子用ばれいしょ産地育成支援
イ　り病率の低い種子の供給
ウ　種子用ばれいしょ品質向上技術導入

④　新品種等の早期普及
ア　ばれいしょ新品種等の産地導入に向けた大規模栽培実証
イ　なたねのダブルロー品種導入に向けた栽培実証

５．各事業メニューの具体的な補助内容

Ⅰ　省力・効率作業体系の導入支援

（１）省力作業機械等の導入（補助率：１／２以内）

以下の農業機械が導入可能です。

ア　ばれいしょ省力作業機

・省力化を推進するためのポテトプランタ、ハーベスタ
・ソイルコンディショニング栽培やオールインワン栽培を導入するための農業機械（ベッドフォーマ、セパレータ、ポテトプランタ、ハーベスタ等）
・収穫作業時の粗選別をハーベスタ機上選別から貯蔵庫前等での集中選別に変更するための機械（セルフアンローダ、粗選別機）

		耕起・整地		播　種	収　穫	選　別
ソイルコンディショニング栽培体系	作業機械	ベッドフォーマ 	セパレータ 	プランター（深植専用） 		オフセットハーベスタ ほ場内に収穫時の打撲の原因となる石等がない上、畦を踏むリスクが軽減されるため、機上における選別作業が非常に効率的
	作業の特徴・ほ場の状況	２畦分の土を寄せ、大きな畦を形成。 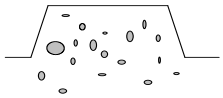	砕土と同時に石や土塊を分離。大きな石はほ場外に廃棄、小さな石は畦間に集積。 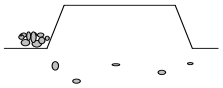	播種と同時に培土も完成させる。播種深さは 15～20cm。 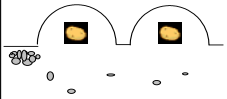	ハーベスタ（２畦・伴走車） ほ場内に収穫時の打撲の原因となる石等がないため、従来の３～４倍の速さで収穫可能。	粗選別機で効率的に選別 作業員を集中できるため効率的。選別作業の外部化も可能。

イ　種子用ばれいしょ省力作業機

・植付、栽培管理、収穫、貯蔵庫前等における集中選別等の種子用ばれいしょの生産の省力化・効率化に資する農業機械等

ウ　てん菜省力作業機

・高性能移植機、高性能直播機、
タッパー（茎葉裁断機）、収穫機

自走式２畦収穫機

全自動４畦移植機

エ　農地の排水性改良作業機

・ほ場の排水性を改良するための
カットソイラー、カットドレーン、
カットブレーカー、レーザーレベラー、
GPSレベラー

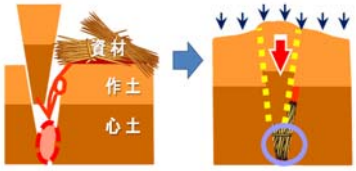

新たな営農排水技術の導入
（例：カットソイラーによる有材心土破砕技術）

オ　豆類の生産拡大に必要な作業機

・輪作体系の適正化を目的に豆類を作付拡大
するための高速播種機、豆類用コンバイン

カ　子実用トウモロコシの導入に必要な作業機

・輪作体系の適正化を図りつつ、畑作経営における
労働負担の軽減を目的に、子実用トウモロコシを
導入するための播種機、収穫機（普通型コンバイ
ンに装着するアタッチメントに限る）

キ　畑地の土壌・土層改良のための石れき破砕機、石れき除去機

ク　上記作業機を牽引するためのトラクター

Ⅱ　持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援

（１）生産性向上に向けた新技術等の導入

①　気象災害リスク等軽減技術導入

ア　てん菜の風害・湿害軽減技術導入（補助率：定額（3,000円/10a））

てん菜の生育に大きな影響を与える風害や湿害を軽減するための取組を行うため、追加的に必要となる経費に対して支援を行います。

（補助対象となるほ場）

てん菜の風害を軽減するため、えん麦などの被覆作物の播種やカルチ等による畝間への盛土施工、又は湿害を軽減するため、カットソイラーによる有材心土破砕やカットドレーンによる穿孔暗きょ等の施工を実施した面積のうち、当該取組実施面積の前々年からの増加相当分。

イ　そばの生産力向上技術の導入（補助率：定額（2,000円/10a）、
※輪作を実施している場合の補助率は、
上記に輪作加算（1,000円/10a）を併せ、3,000円／10a）

湿害に弱いそばの安定生産を図るため、ほ場の透排水性や土壌環境を改善する取組を行うため、追加的に必要となる経費に対して支援を行います。

また、上記の取組を併せて、輪作体系にそばを組み入れた栽培を行っている場合は、その取組に対する追加支援を行います。

（補助対象となるほ場）

弾丸暗渠の施工、サブソイラーによる心土破砕、ボトムプラウによる耕起等の透排水性の改善や土壌改良資材の投入による土壌環境を改善する取組を実施した面積のうち、当該取組実施面積の前々年からの増加面積相当分。

◆対象となる土壌改良資材

地力増進法で指定する「政令指定土壌改良資材」に掲げられた種類に準じるそばの湿害軽減に効果を有する資材及び試験研究機関や普及組織等関係機関からの指導に基づき施用するその他の湿害軽減効果を有する土壌改良資材

（輪作加算の対象となる取組）

上記の取組と併せて、対象ほ場の前作にそば以外の作物（緑肥など子実等の収穫を行わないものは除く）の作付けを行う輪作の取組。

ただし、事業実施年にそばを新規作付けする場合は、輪作加算の対象になりません。

② 病害虫抵抗性品種の導入（補助率：定額（3,000円/10a））

ばれいしょについて、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む）の導入面積について定額で支援を行います。

なお、本取組を実施する場合、取組ほ場が所在する都道府県において、「ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付拡大について」（平成31年２月１日付け30政統第1642号農林水産省政策統括官付地域作物課長通知）に定めるジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種転換計画が策定されている又は事業実施期間中の策定が確実と見込まれることが必要です。

③ 産地技術講習会等の開催（補助率：１／２以内）

気象災害リスク軽減に向けた技術の導入、病害虫抵抗性品種の導入、新たな作物（事業対象作物に限る）を導入する場合の検討会の開催、技術講習会の開催に対して支援を行います。

（２）輪作体系の適正化に向けた作付体系の改善

① 輪作体系の適正化に向けた取組

ア 豆類導入支援

（ア）土壌診断の実施（補助率：１／２以内）

輪作体系の適正化を目的とし、豆類を導入・作付拡大するために実施する土壌の分析経費に対して支援を行います。

（補助対象となるほ場）

・新規に豆類を導入するほ場

（イ）狭畦・密植栽培の実施（補助率：定額（大豆：2,700円/10a、小豆・いんげん：4,200円/10a））

輪作体系の適正化を目的とし、豆類の作付拡大と併せて狭畦・密植栽培を導入し省力栽培に取り組む場合の掛かり増し経費に対して支援を行います。

（補助対象となるほ場）

・狭畦・密植栽培の取組面積から前々年の取組面積を除いた面積相当分

（ウ）豆類生産の労働負担の軽減（補助率：１／２以内）

輪作体系の適正化を目的とし、小豆、いんげんに係る労働負担を軽減するため、基幹作業を作業受託組織に新規に委託する場合の経費に対して支援を行います。

（対象となる基幹作業）

・小豆、いんげんの中耕作業、防除作業、収穫作業

（補助対象となるほ場）

・作業委託を行う面積のうち、前々年からの増加相当分

イ　緑肥の導入（補助率：定額（10,000円/10a））

輪作体系の適正化又はばれいしょの連作回避を目的に導入する緑肥作物であって、子実等の収穫を行わず、作物体全てを土壌に還元する取組に対して支援を行います。

（補助対象となるほ場）

・緑肥作物の作付を行うほ場のうち、前々年からの増加相当分

②　労働生産性の高い作物（子実用トウモロコシ）の導入（補助率：定額（35,000円/10a））

輪作体系の適正化を図りつつ、畑作経営における労働負担の軽減による余剰労働力を活用した経営規模の拡大や適期作業を推進するため、労働生産性の高い子実用トウモロコシの栽培に取り組む場合の経費に対して支援を行います。

（補助対象となるほ場）

・子実用トウモロコシの作付を行うほ場のうち、前々年からの増加相当分

③　ばれいしょ・てん菜に係る適期作業の推進（補助率：１／２以内）

畑作経営の規模拡大に対応するため、ばれいしょ及びてん菜の基幹作業を作業受託組織に新規に委託する場合の経費に対して支援を行います。

（対象となる基幹作業）

・ばれいしょの植付作業、収穫作業、収穫後の粗選別を集中選別により行う場合の選別作業

・てん菜の移植作業、収穫作業

（補助対象となるほ場）

・作業委託を行う面積又は量のうち、前々年からの増加相当分

④　土壌・土層改良の取組（補助率：１／２以内）

石れきが営農に支障を及ぼしているほ場における、石れき破砕又は除去の施工（自力施工除く）に対して支援を行います。

（３）種子用ばれいしょ生産力向上

①　種子用ばれいしょ産地育成支援（補助率：１／２以内）

種子用ばれいしょの新規産地の育成に向けた、以下の取組を支援します。

ア　新たな種子用ばれいしょ産地の形成

種子用ばれいしょの安定供給体制の確立に向けた検討会及び説明会の開催、先進地調査に係る経費に対して支援を行います。

イ　種子用ばれいしょ生産技術の習得

種子用ばれいしょ生産技術の習得に必要な研修会の開催に係る費用、技術習得のための研修受講に係る経費、技術指導に要する経費、栽培マニュアルの作成に係る経費に対して支援を行います。

ウ　種子用ばれいしょ生産技術の実証

実証ほの設置・運用経費、技術指導費、実証ほにおいて追加的に必要となる肥料や農薬等の生産資材の掛かり増し経費に対して支援を行います。

エ　種子用ばれいしょ生産に向けた環境整備

種子用ばれいしょほ場の看板設置や土壌分析に要する経費、周辺農家への説明会開催費等、種子用ばれいしょ生産に向けた環境整備に係る経費に対して支援を行います。

② り病率の低い種子の供給（補助率：定額（8,000円/10a））

原種・採種ほにおけるウイルスり病率を原原種ほ並みに低減するための取組を行うため追加的に必要となる経費に対して支援を行います。

（補助対象となるほ場）

・原種・採種ほにおけるウイルスり病率を原原種ほ並みに低減するための取組を行ったほ場であって、種馬鈴しょ検疫実施要領第６の３に規定するバイラスり病株の残存率が0.1%未満であることが確認されたほ場。

③ 小粒な種子用ばれいしょ生産（補助率：定額（6,000円/10a））

原種・採種ほにおいて、種子用ばれいしょの調整作業の省力化や生産されるばれいしょの高品質化に資する小粒の種子用ばれいしょの生産性を高めるために実施する以下の取組を行う場合に追加的に必要となる経費に対して支援を行います。

（補助対象となる取組）

・ジベレリン処理を行った種子用ばれいしょによる原種・採種生産

・密植栽培（都道府県における標準的な播種量の20%以上の密植）

（４）新品種等の早期普及

① ばれいしょ新品種等の産地導入（補助率：定額（10／10以内））

ばれいしょ新品種等の導入及び早期普及に向け、産地段階での実際の生産体系等を想定した大規模実証試験等の取組による栽培技術の確立等の取組を支援します。

ア　ばれいしょ新品種等導入検討会の実施

ばれいしょ新品種等を産地導入するための検討会の開催に係る経費に対して支援を行います。

イ　品種等現地適応性試験の実施

ばれいしょ新品種等の導入のため、種ばれいしょ生産や一般ばれいしょ生産における栽培実証試験等を行うための掛かり増し経費に対して支援を行います。

具体的には、栽培実証試験の実施に係るほ場借上料、栽培実証に要する種子代、管理作業・調査費、栽培等管理指導費、作業機械の借上料、収穫物の評価試験・品質特性等検査費、栽培マニュアル作成費、未譲渡性の担保を目的に行う処分費等を補助対象とします。

ウ　新品種等加工適性試験の実施

ばれいしょ新品種等の加工適性を評価するための検討会、加工適性試験等の実施を支援します。

当該試験の実施に係る設備借上料、作業・調査賃金、品質分析費、製品評価経費等を補助対象とします。

＊Ａ　本事業で支援対象とするばれいしょ新品種等とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む。）であって、当該産地として未導入又は導入５年未満の品種とします。

なお、品種登録出願が見込まれる品種候補については、未譲渡性の担保に留意してください。

＊Ｂ　現地適応性試験や加工適性試験の実施に当たっては、産地として今後普及を進めていくばれいしょ新品種等を明確にした上で取り組むものとします。

また、研究開発機関や普及組織等の意見を踏まえ、生産現場の栽培実態を反映すると判断される規模で実施するものとします。

＊Ｃ　原則、本事業の取組により得られた成果物（収穫物・加工品等）の有償で配布はできません。

ただし、栽培実証ほでの収穫物について、品質評価・分析、加工適正試験に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等の処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとしますが、この場合、栽培管理費、肥料・農薬等の生産資材に要する経費は補助対象となりません。

② なたねのダブルロー品種の導入（補助率：定額（10／10以内））

なたねのダブルロー品種の導入及び早期普及に向け、産地段階の作業体系等を想定した栽培実証試験等による栽培技術の確立等の取組を支援します。

ア　ダブルロー品種導入検討会の実施（必須）

ダブルロー品種を産地導入するための検討会の開催に係る経費に対して支援を行います。

イ　ダブルロー品種現地適応性試験の実施

ダブルロー品種の導入のため、当該品種生産における栽培実証試験等を行うための掛かり増し経費に対して支援を行います。

具体的には栽培実証試験の実施に係るほ場借上料、栽培実証に要する種子代、管理作業・調査費、栽培等管理指導費、作業機械の借上料、収穫物の評価試験・品質特性等検査費、栽培マニュアル作成費等を補助対象とします。

ウ　試作品の製造、油脂及び副産物の成分分析・評価等の実施

当該品種から抽出した油脂及びその副産物（油粕）等の試験製造・成分分析・評価、モニタリング調査等の実施を支援します。

＊Ａ　本事業で支援対象とするダブルロー品種は、エルシン酸含量が２％未満、かつ風乾した脱脂ミール中のグルコシノレート含量が30μmol/g未満であるものとして、平成27年４月１日以降に品種登録の出願公表が行われているものであり、本取組を行う産地で未導入又は導入後５年未満のものとします。

＊Ｂ　原則、本事業の取組により得られた成果物（収穫物・油脂等）の有償で配布はできません。

ただし、栽培実証ほでの収穫物について、油脂等の試験製造、成分分析、評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等の処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとしますが、この場合、栽培管理費、肥料・農薬等の生産資材に要する経費は補助対象となりません。

６．採択について

「（別表１）　各メニューごとの成果目標の類別」、「（別表２）　成果目標の基準及びポイント等」に基づき、「Ⅰ　省力・効率作業体系の導入支援」、「Ⅱ　持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援」の事業計画ごとにポイント付けを行い、予算の範囲内で、ポイントの高い事業計画から順に採択します。

なお、採択に当たっては、「Ⅱ　持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援」の事業計画に係る要望から採択するものとし、その結果、更に配分可能な予算額がある場合「Ⅰ　省力・効率作業体系の導入支援」の事業計画に係る要望を採択するものとします。

※本事業の事業実施要綱等については、農林水産省ホームページの下記アドレスにてご覧いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/r1_hatasaku.html

（別表１）成果目標の基準（各メニューごとの成果目標の類別）

各メニューごとに選択可能な成果目標は以下表１及び２のとおりとし、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標の基準、ポイント等は別表２のとおりとする。

表１ 省力・効率作業体系の導入支援（実施要綱別表のⅠ関係）

メニュー	類　別																								
１ 省力作業機械等の導入の取組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	25	26		

（注）取組対象作物ごとに一つずつ対応する成果目標を設定すること。
なお、同一の事業実施主体が実施要綱別表のⅡの取組を行う場合、Ⅱの取組と同一の成果目標は選択できないものとする。

表２ 持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援（実施要綱別表のⅡ関係）

メニュー	類　別																									
１ 生産性向上に向けた新技術等の導入																										
（1）気象災害リスク等軽減技術導入の取組	14	15	16	17	18	27	28																			
（2）病害虫抵抗性品種の導入	1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12															
（3）産地技術講習会等の開催	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	25	26	27	28
２ 輪作体系の適正化に向けた作付体系の改善																										
（1）輪作体系の適正化に向けた取組	19	20	21	22	23	24																				
（2）労働生産性の高い作物の導入に向けた取組	25	26																								
（3）ばれいしょ・てん菜に係る適期作業の推進に向けた取組	1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	14	15	16	17	18											
（4）畑地の土壌・土層改良の取組	1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	14	15	16	19	20	21	22	23	25	26	27	28				
３ 種子用ばれいしょ生産力向上																										
（1）種子用ばれいしょ産地育成に向けた取組	5	6	7	8	9	10	11	12																		
（2）り病率の低い種子の供給に向けた取組	5	6	7	8	10	12																				
（3）種子用ばれいしょ品質向上技術導入の取組	5	6	7	9	10	12																				
４ 新品種等の早期普及	13	29																								

（注）上記取組メニューごと、取組対象作物ごとに一つずつ対応する成果目標を設定すること。
なお、同一の対象作物において複数のメニューに取り組む場合、各メニューの取組が同一の成果目標の達成に寄与するものであれば、各メニュー間の共通の成果目標として一つ選択することも可とする。
ただし、同一の事業実施主体が実施要綱別表のⅠの取組を行う場合、Ⅰの取組と同一の成果目標は選択できないものとする。

（別表２）成果目標の基準（成果目標の基準及びポイント等）

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等
以下の成果目標の類別の中から、実施する別表１のメニュー欄の取組ごと、対象作物ごと（ばれいしょは種子用とその他用途を区別しない）に、達成すべき成果目標を原則一つずつ選択するものとする。 ただし、実施要領第５のⅡの取組においては、同一の対象作物において複数のメニューに取り組む場合、各メニューの取組が同一の成果目標の達成に寄与するものであれば、当該各メニュー共通の成果目標として一つの目標を選択することができるものとする。 なお、複数の成果目標を設定した場合にあっては、当該事業計画のポイントは選択した各成果目標のポイントの平均値とし、目標の設定数に応じて下記のポイントを加算できるものとする。 【特別加算ポイント】 ２つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算。 設定する成果目標の数　２つ・・・・・２ポイント加算 ３～４つ・・・３ポイント加算 ５つ以上・・・５ポイント加算 また、下記に掲げる取組を行う場合は、下記ポイントを加算するできるものとする。 【重点政策課題加算ポイント】 実施要綱別表のメニュー欄のⅡの１の（１）の「気象災害リスク等軽減技術の導入の取組」、（２）の「病害虫抵抗性品種の導入」又は４の「新品種等の早期普及」の取組を実施する場合は５ポイント加算。

対象作物	区分	類別	成果目標の基準及びポイント
ばれいしょ	ばれいしょ（種子用ばれいしょを除く）の取組を行う場合選択可	1	（ばれいしょの生産にかかる目標） ・需要の高いばれいしょ用途への転換により、その作付面積について、事業実施地区におけるばれいしょ作付面積の2.0%以上増加 20.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 18.0%以上・・・・・・・・・・・・・18ポイント 16.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 14.0%以上・・・・・・・・・・・・・14ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・６ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・２ポイント 加えて、事業メニューにおける「ばれいしょ・てん菜に係る適期作業の推進に向けた取組」を実施する場合は５ポイント加算できるものとする。 ※一つの事業計画において、本成果目標を選択した場合は、類別２の成果目標を選択することはできない。
		2	（ばれいしょの増産にかかる目標） 【北海道】

			・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を5.0ha以上増加 50.0ha以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 45.0ha以上・・・・・・・・・・・・・18ポイント 40.0ha以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 35.0ha以上・・・・・・・・・・・・・14ポイント 30.0ha以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 25.0ha以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20.0ha以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 15.0ha以上・・・・・・・・・・・・・６ポイント 10.0ha以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント 5.0ha以上・・・・・・・・・・・・・２ポイント 【都府県】 ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を1.0ha以上増加 10.0ha以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 9.0ha以上・・・・・・・・・・・・・18ポイント 8.0ha以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 7.0ha以上・・・・・・・・・・・・・14ポイント 6.0ha以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 5.0ha以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4.0ha以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・６ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・２ポイント 加えて、事業メニューにおける「ばれいしょ・てん菜に係る適期作業の推進に向けた取組」を実施する場合は５ポイント加算できるものとする。 ※一つの事業計画において、本成果目標を選択した場合は、類別１の成果目標を選択することはできない。
		３	（生産性の向上にかかる目標） ・事業実施地区におけるばれいしょの10ａ当たりの収量を直近７中５年間の平均の値と比べて2.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
		４	（需要に応じた生産にかかる目標） ・契約取引割合を3.0ポイント以上増加 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント

			6.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
	種子用ばれいしょの取組を行う場合選択可	5	（種子用ばれいしょの産地育成にかかる目標） 【北海道】 ・事業実施地区において種子用ばれいしょの新規産地を形成する場合に選択できるものとし、以下の①及び②の成果目標のポイントを合算できるものとする。 ①新たな種子用ばれいしょ産地を１つ以上形成 ・・・10ポイント ②種子用ばれいしょの新規産地の作付面積を1.0ha以上形成 5.0ha以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4.0ha以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・６ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・２ポイント 【都府県】 ・事業実施地区において種子用ばれいしょの新規産地を形成する場合に選択できるものとし、以下の①及び②の成果目標のポイントを合算できるものとする。 ①新たな種子用ばれいしょ産地を１つ以上形成 ・・・10ポイント ②種子用ばれいしょの新規産地の作付面積を0.4ha以上形成 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 1.6ha以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 1.2ha以上・・・・・・・・・・・・・６ポイント 0.8ha以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント 0.4ha以上・・・・・・・・・・・・・２ポイント 加えて、本事業における種ばれいしょの新規産地育成の取組が市町村内における初めての取組である場合は５ポイント加算できるものとする。
		6	（種子用ばれいしょの産地拡大にかかる目標） 【北海道】 ・事業実施地区において種子用ばれいしょの産地を拡大する場合に選択できるものとする。 ・種子用ばれいしょの作付面積を1.0ha以上増加 5.0ha以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 4.0ha以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント

			【都府県】 ・事業実施地区において種子用ばれいしょの産地を拡大する場合に選択できるものとする。 ・種子用ばれいしょの作付面積を0.4ha以上増加 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 1.6ha以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 1.2ha以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 0.8ha以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 0.4ha以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント 加えて、新たに種子用ばれいしょ生産を始める者を１名以上育成する場合は５ポイント加算できるものとする。
		7	（種子用ばれいしょの生産拡大にかかる目標） ・事業実施地区において種子用ばれいしょの恒常的な３段階増殖を実施する場合に選択できるものとし、以下の①及び②の成果目標のポイントを合算できるものとする。 ①恒常的な３段階増殖の取組を実施・・・10ポイント ②新たに加わる段階の作付面積を1.0ha以上増加 5.0ha以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 4.0ha以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
		8	（種子のり病率低減の取組にかかる目標） ・事業実施地区において種子のり病率低減の取組を面積ベースで10％以上実施 50.0％ 以上・・・・・・・・・・・・20ポイント 40.0％ 以上・・・・・・・・・・・・16ポイント 30.0％ 以上・・・・・・・・・・・・12ポイント 20.0％ 以上・・・・・・・・・・・・８ポイント 10.0％ 以上・・・・・・・・・・・・４ポイント
		9	（小粒な種子用ばれいしょ生産の取組にかかる目標） ・事業実施地区において小粒な種子用ばれいしょ生産の取組を面積ベースで10％以上実施 50.0％ 以上・・・・・・・・・・・・20ポイント 40.0％ 以上・・・・・・・・・・・・16ポイント 30.0％ 以上・・・・・・・・・・・・12ポイント 20.0％ 以上・・・・・・・・・・・・８ポイント 10.0％ 以上・・・・・・・・・・・・４ポイント

		10	（種子用ばれいしょの生産拡大にかかる目標） ・事業実施地区において種子用として生産されるばれいしょの規格内率が、直近７中５年間の平均値と比べて1.0ポイント以上増加 ※規格：当該地区における種子ばれいしょ規格 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・８ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント
	ばれいしょ（用途は問わない）の取組を行う場合選択可	11	（労働時間の削減にかかる目標） ・10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 15.0% 以上・・・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・・・８ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・・・４ポイント
		12	（病害虫抵抗性を有するばれいしょ品種の導入にかかる目標） ・事業実施地区におけるばれいしょ作付面積のうちジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合を6.0ポイント以上増加 30.0ポイント・・・・・・・・・・・・20ポイント 24.0ポイント・・・・・・・・・・・・16ポイント 18.0ポイント・・・・・・・・・・・・12ポイント 12.0ポイント・・・・・・・・・・・・８ポイント 6.0ポイント・・・・・・・・・・・・４ポイント 又は ・ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のばれいしょ作付面積のうち当該品種の作付されていない面積における当該品種の作付面積割合を10ポイント以上増加 34.0ポイント・・・・・・・・・・・・20ポイント 28.0ポイント・・・・・・・・・・・・16ポイント 22.0ポイント・・・・・・・・・・・・12ポイント 16.0ポイント・・・・・・・・・・・・８ポイント 10.0ポイント・・・・・・・・・・・・４ポイント
		13	（ばれいしょ新品種等の早期普及に係る目標） ・事業実施地区においてばれいしょ新品種等の大規模実証に取り組む場合に選択できるものとし、以下の①及び②の成果目標のポイントを合算するものとする。 ①事業実施地区におけるばれいしょ作付面積のうちジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合を6.0ポイント以上増加

			30.0ポイント・・・・・・・・・・・・10ポイント 24.0ポイント・・・・・・・・・・・・８ポイント 18.0ポイント・・・・・・・・・・・・６ポイント 12.0ポイント・・・・・・・・・・・・４ポイント 6.0ポイント・・・・・・・・・・・・２ポイント ②①のうち、本事業において大規模実証に取り組むばれいしょ新品種等の作付面積割合を1.0ポイント以上増加 5.0ポイント・・・・・・・・・・・10ポイント 4.0ポイント・・・・・・・・・・・８ポイント 3.0ポイント・・・・・・・・・・・６ポイント 2.0ポイント・・・・・・・・・・・４ポイント 1.0ポイント・・・・・・・・・・・２ポイント 加えて、本事業におけるばれいしょ新品種等の早期普及の取組において、収穫物や加工製品の品質評価を行う場合は、５ポイント加算できるものとする。
てん菜	てん菜の取組を行う場合選択可	14	（労働時間の削減にかかる目標） ・10ａ当たりの労働時間を3.0%以上削減 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
		15	（省力作業体系の導入にかかる目標） ・てん菜の１戸又は１経営体当たりの作付面積を2.0%以上増加 20.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
		16	（省力作業体系の導入にかかる目標） ・事業実施地区におけるてん菜の作付面積のうち直播栽培の取組割合を4.0ポイント以上増加 20.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・８ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント 又は ・事業実施地区においてて ん菜の直播栽培の取組を15.0ha以上増加 75.0ha以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 60.0ha以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント

			45.0ha以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 30.0ha以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 15.0ha以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
		17	（生産性の向上にかかる目標） ・てん菜の10ａ当たりの物材費を2.0%以上削減 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
		18	（生産性の向上にかかる目標） ・事業実施地区においてて菜の風害及び湿害対策の取組を面積ベースで5.0%以上増加 25.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 20.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
豆類	豆類の取組を行う場合選択可 又は 輪作体系の適正化を目的に休閑緑肥の取組を行う場合選択可	19	（輪作体系の適正化にかかる目標） ・３輪作経営体の経営面積における新規作物（豆類、休閑緑肥）導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・８ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント
	豆類の取組を行う場合選択可	20	（輪作体系の適正化にかかる目標） ・豆類の１戸又は１経営体当たりの豆類の導入比率を2.0ポイント（※）以上増加 10.0ポイント・・・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント・・・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント・・・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント・・・・・・・・・・・・８ポイント 2.0ポイント・・・・・・・・・・・・４ポイント ※目標値は地域の輪作作物の適正な作付割合を勘案した上で設定するものとする。
		21	・豆類の10ａ当たりの収量を直近７中５年間の平均の値と比べて3.0%以上増加 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント

		22	（生産性の向上にかかる目標） ・豆類の新品種（今まで作付けされていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5.0ポイント以上増加 20.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 16.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 13.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。
		23	（豆類の導入にかかる目標） ・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が3.0ポイント以上増加 15.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・８ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント
緑肥	輪作体系の適正化を目的に休閑緑肥の取組を行う場合選択可 又は 豆類の取組を行う場合選択可	19 再掲	（輪作体系の適正化にかかる目標） ・３輪作経営体の経営面積における新規作物（豆類、休閑緑肥）導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・８ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント
	ばれいしょの連作回避を目的に緑肥の取組を行う場合選択可	24	（生産性の向上にかかる目標） ・ばれいしょの10ａ当たりの収量を直近７中５年間の平均の値と比べて2.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント
子実用トウモロコシ	子実用トウモロコシの取組を行う場合選択可	25	（労働時間の削減にかかる目標） ・畑作経営体の10ａ当たりの労働時間を子実用トウモロコシの導入により3.0%以上削減 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・８ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・４ポイント

		26	（子実用トウモロコシの導入にかかる目標） ・畑作経営体の経営面積における子実用トウモロコシ作付比率の3.0ポイント以上の増加 15.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・８ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・４ポイント
そば	そばの取組を行う場合選択可	27	（そばの生産力向上にかかる目標） ・事業実施地区におけるそばの10ａ当たりの収量を直近７中５年間の平均の値と比べて2.0%以上増加 10.0%以上増加・・・・・・・・・・・20ポイント 8.0%以上増加・・・・・・・・・・・16ポイント 6.0%以上増加・・・・・・・・・・・12ポイント 4.0%以上増加・・・・・・・・・・・８ポイント 2.0%以上増加・・・・・・・・・・・４ポイント 又は ・事業実施地区におけるそばの10ａ当たり収量を60.0kg以上 100.0kg以上・・・・・・・・・・・・20ポイント 90.0kg以上・・・・・・・・・・・・16ポイント 80.0kg以上・・・・・・・・・・・・12ポイント 70.0kg以上・・・・・・・・・・・・８ポイント 60.0kg以上・・・・・・・・・・・・４ポイント
		28	（そばの生産力向上にかかる目標） ・事業実施地区において、そばの湿害対策の取組を面積ベースで50.0%以上実施 90.0%以上・・・・・・・・・・・・20ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・・・16ポイント 70.0%以上・・・・・・・・・・・・12ポイント 60.0%以上・・・・・・・・・・・・８ポイント 50.0%以上・・・・・・・・・・・・４ポイント
なたね	なたねの取組を行う場合選択可	29	（ダブルロー品種普及にかかる目標） ・事業実施地区において本事業で実証に取り組むダブルロー品種導入面積を1.0ha以上増加 5.0ha以上増加・・・・・・・・・・・・20ポイント 4.0ha以上増加・・・・・・・・・・・・16ポイント 3.0ha以上増加・・・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ha以上増加・・・・・・・・・・・・８ポイント 1.0ha以上増加・・・・・・・・・・・・４ポイント